

## 第4節 市民税課

### 〔総括概要〕

自主財源である市税については、その重要性がますます高まり、これまで以上に厳正・公平な税務行政の執行が求められており、常に適正課税と負担均衡の実現を本旨として業務執行に当たった。

本旨達成のために取り組んだ主な業務については、市民税関係では、課税客体を適正に把握するため、個人住民税未申告者に対する申告の催告や臨戸訪問を実施した。また、一層の税収確保に向けて、県税事務所と共同で、未申告法人の活動状況調査や申告指導を実施した。

保険税（料）関係では、転入者や非課税年金受給者に対しての適正な賦課をするため、簡易申告等を実施した。

軽自動車税関係では、課税客体を適正に把握するため、車両の現況調査等を実施した。

### 税政係

#### 1 調定額

(単位：千円)

税目	区分	本年度	前年度
市民税		10,611,901	10,369,870
軽自動車税		467,906	449,568
市たばこ税		1,067,644	1,089,219
鉱産税		3,221	3,142
入湯税		16,002	13,040
国民健康保険税		6,467,708	6,635,992
後期高齢者医療保険料		1,373,736	1,304,133
介護保険料		3,321,427	2,973,303

#### 2 賦課状況

##### (1) 軽自動車税（4月1日現在）

(課税状況調より)

車種	区分	総台数 (台)	課税外台数(台)		課税台数 (台)	税額 (千円)
			非課税	減免		
原動機付自転車	50cc以下	5,702	54	1	5,647	11,294
	51cc～90cc	498	1	—	497	994
	91cc～125cc	776	13	—	763	1,831
	ミニカー	120	—	—	120	444
	小計	7,096	68	1	7,027	14,563

軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車	二輪車		2,042	2	1	2,039	7,340	
		三輪車		1	—	—	1	5	
		四輪車	乗用	営業用	7	—	2	5	28
				自家用	22,390	48	378	21,964	158,141
			貨物	営業用	115	—	1	114	342
				自家用	5,741	43	64	5,634	22,536
		新税率適用分	乗用	営業用	1	—	—	1	7
				自家用	4,885	4	97	4,784	51,667
			貨物	営業用	44	—	—	44	167
				自家用	1,391	17	11	1,363	6,815
		重課適用分	乗用	営業用	3	—	—	3	25
				自家用	7,361	19	196	7,146	92,183
			貨物	営業用	32	—	—	32	144
				自家用	5,549	24	73	5,452	32,712
		75%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
				自家用	—	—	—	—	—
			貨物	営業用	—	—	—	—	—
				自家用	—	—	—	—	—
		50%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
				自家用	526	2	11	513	2,770
			貨物	営業用	—	—	—	—	—
				自家用	—	—	—	—	—
		25%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
				自家用	981	—	16	965	7,817
			貨物	営業用	16	—	—	16	46
				自家用	45	—	3	42	160
小型特殊	農耕作業用		6,926	17	2	6,907	16,577		
	フォークリフト等		489	2	—	487	2,873		
小計			58,545	178	855	57,512	402,355		
二輪の小型自動車			2,836	14	1	2,821	16,926		
合計			68,477	260	857	67,360	433,844		

(2) 市たばこ税

区分	課税標準数量(本)	返還控除数量(本)	差引数量(本)	申告納付額(円)
一般品	192,527,386	985,894	191,541,492	1,038,422,441
旧三級品	6,318,480	11,020	6,307,460	24,756,541
手持ち品	10,657,054	—	10,657,054	4,464,694
合計	209,502,920	996,914	208,506,006	1,067,643,676

※平成28年4月税率改正により旧三級品の税率が段階的に引き上げられた事から手持ち品課税が行われた。

(3) 鉱産税

区 分	数量 (t)	価格 (円)	課税標準額 (千円)	税額 (円)
石灰石 第1類	33,010	9,903,000	—	—
ドロマイト	217,513	87,005,200		
石灰石 第2類	734,714	183,678,500		
珪 石	90,883	45,441,745		
合 計	1,076,120	326,028,445	326,004	3,220,900

(4) 入湯税

区 分	税率 (円/人)	人数 (人)	税額 (円)
日帰り	50	312,831	15,641,550
宿 泊	150	2,406	360,900
合 計		315,237	16,002,450

3 諸証明等の交付 (栃木地域分)

区 分	件・冊・枚数		摘 要
	有 料	無料(公用等)	
諸 証 明	27,759	589	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税、所得及びその他の証明 1件につき200円</li> <li>・土地及び建物の評価証明 1件につき200円 ただし、土地は5筆、建物は5棟以下を1件とし1件増すごとに100円を加算する。</li> <li>・住宅用家屋証明 1件につき1,300円</li> </ul>
公簿閲覧	3,095	1,631	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産台帳の閲覧 1冊につき200円</li> <li>・公簿等の写し 1枚につき200円</li> </ul>
合 計	30,854	2,220	

法人係

個人係

(平成30年度課税状況調より)

1 個人市民税賦課状況 (7月1日現在)

(1) 所得区分別市民税額調

(単位：千円)

区 分	金 額	所 得 区 分 別 金 額				
		給 与	営 業	農 業	そ の 他	分 離 譲 渡
所得金額	209,969,406	178,061,070	8,260,898	2,132,772	16,775,460	4,739,206
所 雑 損	1,294	81	531	-	682	-
医 療 費	1,406,695	798,578	112,970	42,406	381,209	71,532

得 控 除 額	社会保険料	37,870,547	33,307,082	1,300,042	359,123	2,401,250	503,050
	小規模企業共済掛金	658,608	387,270	177,459	10,494	45,490	37,895
	生命保険料	2,618,928	2,258,482	106,137	23,905	197,940	32,464
	地震保険料	100,148	65,138	6,161	6,096	19,482	3,271
	障害者	654,300	422,580	39,320	10,560	162,840	19,000
	寡婦	363,680	292,780	11,260	1,040	54,440	4,160
	寡夫	43,680	36,920	2,600	260	3,640	260
	勤労学生	1,560	1,560	-	-	-	-
	配偶者	5,314,020	3,691,130	152,130	31,610	1,353,300	85,850
	配偶者特別	446,460	355,920	15,900	2,860	69,000	2,780
	扶養	5,853,430	5,084,290	314,550	104,560	254,210	95,820
	同居特別障害者	141,680	106,490	11,270	2,070	17,250	4,600
	基礎	24,049,080	19,555,470	846,120	192,060	3,178,560	276,870
	計	79,524,110	66,363,771	3,096,450	787,044	8,139,293	1,137,552
課税標準額	134,269,400	111,697,299	5,164,448	1,345,728	8,636,167	7,425,758	
税 額	算出税額	7,941,129	6,699,441	309,760	80,720	517,779	333,429
	調整控除額	153,348	119,841	6,149	1,568	24,232	1,558
	配当控除額	7,579	1,989	15	11	3,711	1,853
	住宅借入金等特別税額控除	134,264	130,509	2,992	239	327	197
	寄附金税額控除	69,884	53,106	4,822	209	2,153	9,594
	外国税額控除	-	-	-	-	-	-
	税額調整額	708	595	1	2	110	-
	配当割額等控除額	14,103	759	68	5	2,075	11,196
	減免税額	119	119	-	-	-	-
	所得割額	7,561,124	6,392,523	295,713	78,686	485,171	309,031
	均等割額	285,747	224,434	11,280	2,565	47,468	-
	市民税額合計	7,847,471	6,616,957	306,993	81,251	532,639	309,631
市民税負担割合(%)	100	84.3	3.9	1.0	6.9	3.9	
納税義務者数(人)	81,642	63,829	3,197	724	13,053	839	
所得割人数(人)	72,876	59,259	2,564	582	9,632	839	

(2) 課税標準額段階別市民税所得割額調

課税標準額の段階	納税義務者数(人)	所得金額(千円)	課税標準額(千円)	算出税額(千円)	所得割額(千円)
10万円以下	3,520	2,223,282	1,263,190	42,569	38,108
10万円を超え100万円以下	26,324	35,824,581	15,105,274	889,713	816,338

100 # 200 #	21,423	53,124,937	31,410,828	1,872,157	1,747,260
200 # 300 #	10,677	40,354,018	26,367,118	1,571,542	1,487,631
300 400	5,560	28,463,977	19,361,350	1,157,364	1,130,164
400 # 550 #	3,224	20,643,588	14,848,568	866,851	871,476
550 # 700 #	883	7,202,153	5,624,592	331,925	324,523
700 # 1,000 #	611	6,293,407	5,054,404	301,742	293,622
1,000万円を超える金額	654	15,839,463	15,234,076	897,266	852,062
合 計	72,876	209,969,406	134,269,400	7,931,129	7,561,184

※ 「課税標準額の段階」には分離譲渡所得は含まれない。

(3) 課税標準額段階別控除対象配偶者、扶養控除及び事業専従者に関する調 (単位:人)

課税標準額の段階	控除対象配偶者		扶養控除 人員	扶養控除人員の内訳			事業専従者	
	うち老人配偶者			老人扶養	同居老親扶養	その他の扶養	青色	白色
1万円以下の金額	54	17	50	4	21	25	17	1
1万円を超え 2万円以下	29	8	39	2	15	22	13	2
2 # 3 #	35	14	49	2	13	34	7	-
3 # 4 #	27	11	30	2	14	14	9	2
4 # 5 #	40	12	35	-	11	24	3	2
5 # 6 #	38	17	42	-	23	19	-	-
6 # 7 #	31	10	35	4	11	20	-	-
7 # 8 #	40	14	45	-	26	19	41	5
8 # 9 #	38	18	42	3	15	24	-	-
9 # 10 #	40	19	37	3	9	25	-	-
10 # 15 #	233	109	167	8	68	91	16	10
15 # 20 #	290	161	211	18	77	116	21	3
20 # 25 #	310	162	204	16	72	116	-	-
25 # 30 #	288	132	201	5	76	120	94	18
30 # 40 #	624	285	475	34	170	284	-	-
40 # 60 #	1,147	463	930	47	339	544	87	21
60 # 80 #	1,095	371	847	55	296	496	79	9
80 # 120 #	1,903	391	1,731	77	617	1037	126	40
120 # 160 #	1,656	181	1,439	85	452	902	104	35
160 # 200 #	1,474	80	1,375	81	413	881	114	11
200万円を超える金額	6,307	192	6,895	405	1,723	4,767	792	80
合 計	15,699	2,667	14,879	851	4,461	9,580	1,523	239

## 2 法人市民税賦課状況 (7月1日現在)

均等割別納税義務者数

区 分		均等割額(千円)	法人数(人)
資 本 金 の 額 等	① 1千万円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	60	3,132
	② 1千万円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	144	31
	③ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	156	567
	④ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	180	56
	⑤ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	192	114
	⑥ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	480	34
	⑦ 10億円を超え、市内の従業者数が50人以下の法人	492	133
	⑧ 10億円を超え50億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	2,100	10
	⑨ 50億円を超え、市内の従業者数が50人を超える法人	3,600	26
合 計			4,103

保険係

1 国民健康保険税賦課状況（7月1日現在）

(1) 医療保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・ 賦課限度額 540,000円
- ・ 所得割 8.2/100
- ・ 資産割 5/100
- ・ 均等割 30,000円
- ・ 平等割 26,000円
- ・ 課税内訳

区分	所得割(人)	資産割(人)	均等割(人)	平等割(世帯)
一般世帯	17,525	14,735	39,192	23,551
退職世帯	103	91	183	85
合 計	17,628	14,826	39,375	23,636

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	6,000	3,551	2,723	12,274	702
退職世帯	26	15	15	56	2
合 計	6,026	3,566	2,738	12,330	704

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	23,551	39,192	3,106,352,567	131,898	79,259

退職世帯	85	183	13,613,833	160,162	74,392
合計	23,636	39,375	3,119,966,400	132,000	79,237

(2) 後期高齢者支援金分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 190,000円
- ・所得割 3.0/100
- ・資産割 1.5/100
- ・均等割 11,500円
- ・平等割 9,000円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	資産割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	17,525	14,735	39,192	23,551
退職世帯	103	91	183	85
合計	17,628	14,826	39,375	23,636

イ 軽減世帯及び限度額世帯 (単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	6,000	3,551	2,723	12,274	774
退職世帯	26	15	15	56	2
合計	6,026	3,566	2,738	12,330	776

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	23,551	39,192	1,133,087,166	48,112	28,911
退職世帯	85	183	4,977,734	58,561	27,200
合計	23,636	39,375	1,138,064,900	48,149	28,903

(3) 介護保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 160,000円
- ・所得割 2.6/100
- ・資産割 1.5/100
- ・均等割 12,000円
- ・平等割 9,000円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	資産割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	5,707	4,101	11,825	9,737
退職世帯	14	8	34	29

合計	5,721	4,109	11,859	9,766
----	-------	-------	--------	-------

イ 軽減世帯及び限度額世帯 (単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	2,169	1,234	950	4,353	338
退職世帯	5	5	3	13	1
合計	2,174	1,239	953	4,366	339

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	9,737	11,825	410,065,729	42,114	34,677
退職世帯	29	34	3,490,171	120,350	102,652
合計	9,766	11,859	413,555,900	42,346	34,872

(4) 国民健康保険税調定額

区分	世帯数(世帯)	調定額(円)
普通徴収対象世帯	19,384	4,342,330,300
特別徴収対象世帯	5,549	329,256,900
合計	24,933	4,671,587,200

2 後期高齢者医療保険料賦課状況(7月1日現在)

(1) 後期高齢者医療保険料の算定料率

- ・賦課限度額 620,000円
- ・所得割 8.54/100
- ・均等割 43,200円

均等割低所得者軽減額(円)			
9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
38,880	36,720	21,600	8,640

(2) 保険料軽減区分別被保険者数

区分	内容	被保険者数(人)	
		普通徴収	特別徴収
一般	(所得-33万円)×8.54%+43,200円	1,458	6,131
9割軽減	世帯の合計所得が33万円以下で、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の場合、均等割額を9割軽減。	394	3,521
8.5割軽減	世帯の合計所得が33万円以下の場合、均等割額を8.5割軽減。	233	3,599
5割軽減	世帯の合計所得が33万円+(27.5万円×被保険者数)以下の場合、均等割額を5割軽減。	162	2,252



2割軽減	世帯の合計所得が33万円+(50万円×被保険者数)以下の場合、均等割額を2割軽減。	193	2,125
被用者保険の被扶養者軽減	所得割額を免除、均等割額を5割軽減。	191	3,045
合 計		2,631	20,673

(3) 後期高齢者医療保険料調定額（現年度分）

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収	2,631	402,613,300
特別徴収	20,673	932,107,300
合 計	23,304	1,334,720,600

3 介護保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 介護保険料段階別保険料等

段 階	対 象 者	被保険者数(人)		年間保険料 (円)
		普通徴収	特別徴収	
第1段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護の受給者 ・世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	721	6,244	30,240
第2段階	・世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円以下の方	36	2,962	43,680
第3段階	・世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える方	38	2,663	50,400
第4段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	584	8,309	57,120
第5段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える方	54	7,467	67,200
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以下の方	350	8,484	80,640
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	234	5,188	87,360
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	233	3,490	100,800
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	62	656	117,600
第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	24	244	134,400

第11段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の方	23	123	151,200
第12段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	43	268	168,000
合 計		2,402	46,098	

(2) 介護保険料調定額

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	2,402	174,480,660
特別徴収対象者	46,098	3,071,116,840
合 計	48,500	3,245,597,500